

令和7年度

刈谷市放課後児童クラブ利用のしおり

(市内全クラブ共通編)



1 放課後児童クラブの利用について

刈谷市放課後児童クラブでは、利用人数が定員を超えないように、児童の利用状況、出席率等により登録可能人数を管理しております。多くの児童を預かることができるように、下記のとおり利用方法を定めておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

(1) 放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいる場合は、原則利用できません。

- ・保護者が仕事を休む日、勤務先が休みの日は利用できません。
- ・兄弟姉妹の学校や園の行事（入学式、卒業式、入学説明会、懇談会、運動会等）のため、児童をみることができない場合は利用できます。

(2) 放課後児童クラブは、保護者の勤務時間等に応じた利用をお願いします。

- ・就労等クラブへの入会が認められた理由が終わり次第、迎えに来てください。
- ・勤務開始時間が遅い場合、勤務終了時間が早い場合など、その時間に合わせた送迎をお願いします。

(3) 児童の迎え（学校休業日は、送迎）は、クラブの開設時間内に行ってください。

- ・児童のみでの帰宅及び学校休業日の来所は認められません。
- ・送迎予定時間や迎えの方が変更となる場合は、必ず事前にクラブへ連絡してください。
- ・中学生以下の方の送迎は、認められません。
- ・児童の引き渡し時間及び引き取りの時間を含み、開設時間内での送迎をお願いします。
- ・支援員に相談等がある場合は、クラブの開設時間内をお願いします。
- ・開設時間前に児童を送り、児童のみで外に待たせることは、絶対にしないでください。

(4) 翌月の出欠予定は、できるだけ正確に記入してください。

（提出していただいた出欠予定表を基に開設日および支援員の配置人数を決めています。）

- ・毎月、翌月の出欠予定（出席予定日、迎え時間等）を提出していただきます。
- ・学校休業日の利用は、入所時間も記入してください。
- ・提出後、変更の必要が生じた場合は、速やかにクラブへ連絡してください。
- ・無断欠席は、絶対にしないようにお願いします。出席予定日に急遽学校を欠席する場合や、早退等する場合も、必ずクラブへも連絡してください。
- ・当日の急な利用希望は、開設状況により対応できないことがあります。

(5) 昼食等は、保護者が用意してください。

- ・クラブでは飲食の提供はしておりません。飲み物やおやつ、給食がない日の昼食は保護者が用意してください。昼食等を忘れた場合も、クラブでは対応できません。
- ・クラブでは食物アレルギー等対策として、児童間の飲食物の交換を禁止しています。

2 利用者負担金について

(1) 利用者負担金は、利用日数にかかわらず児童1人につき月額5,000円です。

- ・当月の利用がなくても、あらかじめ退会届が提出されていなければ、利用者負担金はかかります。
- ・入退会で、その月の入会期間が15日以下となる場合は、半額となります。
- ・生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は、免除制度がありますので、免除を希望される場合は、その旨を申請してください。(本人申請が必要です。さかのぼっての申請はできません。)
- ・6月に市町村民税課税状況の年度更新がされます。更新により市町村民税非課税世帯となった方で免除を希望される場合は、その旨を申請してください。申請の翌月から利用者負担金を免除します。なお、更新により市町村民税課税世帯となった場合は、7月から利用者負担金がかかります。
- ・年度途中で免除制度の対象に該当しないことが判明した場合(生活保護が解除された場合や、所得税等の修正申告等により非課税世帯でなくなった場合)は、免除理由に該当しなくなった月の翌月以降の利用者負担金を納入していただく必要があります。この場合、判明した時点で既にクラブを退会している場合も、同様です。

(2) 利用者負担金は、毎月末日に指定された金融機関の口座から引き落とします。

- ・末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。
- ・残高不足等で引き落としできなかった場合には、納入通知書をお渡ししますので、金融機関または刈谷市役所で現金で速やかに納入してください。

【令和7年度口座振替予定日】

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
引落日	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	1/5	2/2	3/2	3/31

3 スポーツ安全保険の加入について

クラブ活動中のケガや事故に備え「スポーツ安全保険」に加入していただきます。利用者負担金とは別に、加入料として入会時に年間800円をご負担いただきます。

【保険金給付の手続きについて】

クラブ活動中のケガにより病院にかかった場合は、医療機関名をクラブへ連絡してください。後日、保険会社から自宅に書類が送付されますので、必要事項を記入して保険会社へ提出してください。

4 事故や急病への対応について

児童がケガをした場合や、発熱や頭痛、腹痛など体調不良の訴えがあった場合には、優先順位に従って緊急連絡先に電話しますので、速やかに迎えに来てください。

なお、必要に応じて救急車を呼ぶ場合があります。救急隊員からの要請に応じて「児童調査票」の記載内容をお伝えする場合がありますので、正確にご記入ください。

5 感染症等による学級閉鎖・学校出席停止の対応について

(1) 学級閉鎖等に伴う利用制限

- ・感染症等で学級閉鎖になった場合、その学級の児童は、本人に発病がなくても当該期間クラブの利用はできません。学級閉鎖解除後の登校日以降から利用可能となります。
- ・登校後、早帰りになった場合や、通常帰りであっても、翌日からの学級閉鎖が決まっている日は学級閉鎖と同じ扱いとし、クラブの利用はできません。

(2) 学校出席停止について

- ・対象となる病名及び出席停止期間は、小学校と同じです。（登校の許可が出るまでクラブを利用できません。）
- ・学校長期休業期間中の出席停止期間については子育て推進課へご相談ください。

6 緊急・災害時等の対応

(1) 気象警報発表時（暴風（雪）警報）

暴風（雪）警報が発表されていて解除された場合の対応は、下表のとおりです。

	解除時刻	小学校	放課後児童クラブの対応
学校がある日	午前6時までに解除（6時含む）	登校	学校終了後から開設
	午前6時以降に解除	休校	開設しません
学校休業日	午前6時までに解除	—	通常どおりに開設
	午前6時から正午までに解除	—	警報解除1時間後の正時以降、利用予定時間に応じ開設
	正午以降に解除	—	開設しません

※クラブに来てから発表された場合は、速やかに迎えに来てください。

(2) 天候等の状況による学校判断により学校が休校の場合

	小学校	放課後児童クラブの対応
登校前に決定したとき	休業	開設しません
登校後、学校側が保護者の迎えを要請したとき	—	開設しません
登校後、子ども自身での下校となったとき	—	開設（15:00以降）

(3) 地震への対応

	放課後児童クラブの対応
刈谷市で震度5弱以上の地震が発生した場合	開設しません
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合	開設

(4) 「特別警報」発表時の対応

「特別警報」が発表された場合は、終日クラブを開設しません。

※「特別警報」は、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されます。

7 申請内容等の変更の届出

入会申請書類の記載事項（世帯の状況、勤務状況、引き落とし口座、その他証明書の内容等）に変更が生じた場合は、速やかに「変更届」をクラブへ提出してください。

なお、勤務先が変更になる場合や勤務体系が変更された場合等は「勤務証明書」、引き落とし口座を変更したい場合は「金融機関受付済の口座振替依頼書（依頼者用）のコピー」もあわせて提出してください。

※入会決定期間外での、入会日や退会日の変更については、申請書等を再度提出していただく必要があります。

8 退会・辞退

年度途中で退会するときは、退会する日までにクラブへ「退会届」を提出してください。退会届は、さかのぼっての提出は認められません。

入会決定後にクラブを使う必要がなくなった場合、入会日前日までに「辞退届」をクラブへ提出してください。ただし、入会日以降の申し出は、その日までにクラブの利用がなくても、利用者負担金がかかります。

9 入会の取り消し

次に該当するときは、入会を取り消すことがあります。

- (1) 入会申請書、勤務証明書等の申請書類の記載内容が事実と異なるとき。
- (2) 集団での生活においてクラブの運営または他の児童の活動に対し支障があるとき。
- (3) 利用上の決まりやクラブのルールが守られないとき。
- (4) 事前に連絡なく、または、正当な理由なく1月間の利用がないとき。
- (5) 利用者負担金を正当な理由なく3か月以上にわたり滞納されたとき。
- (6) 開設時間を過ぎての迎えが多いとき。

10 再入会

新規入会と同様に申請書や勤務証明書等を再度提出する必要があります。兄弟姉妹がクラブに在籍している場合、及び、学校長期休業期間のみ入会を希望する方の再入会については、一部書類の提出を省略できます。

11 土曜日及び祝日の利用について

- ・土曜日及び祝日につきましては、富士松東、かりがね、小高原、住吉、小垣江、朝日の計6つの拠点施設において開設を行っております。
- ・土曜日及び祝日にクラブの利用を希望される方は、「拠点施設（土曜日及び祝日）利用登録申請書」を、平日にご利用のクラブへ提出してください。
- ・土曜日に授業参観等の学校行事が行われる場合は、平日と同様、当該小学校の放課後児童クラブを開設します。

12 その他

- ・継続利用を希望する場合も、年度毎に新たな入会申請が必要です。
- ・車での送迎の際には、校内は必ず徐行運転するなど、安全に十分に留意してください。
- ・「変更届」及び「退会届」、「辞退届」、「拠点施設（土曜日及び祝日）利用登録申請書」は各クラブまたは刈谷市役所子育て推進課窓口でお渡ししたものをご使用ください。（刈谷市HPから様式をダウンロードすることもできます）

【お問合せ】 刈谷市役所 子育て推進課 児童育成係
(0566)62-1061《直通》